



## 開会 午後1時30分

- 農業委員会事務局長（船津 宏君） それでは御起立願います。礼。御着席下さい。ただいまから、令和元年度第9回総会を開会致します。初めに、杉下会長より御挨拶をお願い致します。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 皆さんこんにちは。師走に入りまして、寒さも増してきました。これから、農作業も忙しくなりますので、どうか農作業等の事故、また交通事故には、十分注意して頂きたいと思っております。それでは、ただいまより、会議を開きます。本日の出席委員は、26名です。定足数に達していますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名委員の指名

- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさざり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、16番落合武士委員、17番井手久美子委員を指名致します。以上で日程第1を終わります。

### 日程第2 報告第1号

- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の説明を求めます。
- 農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について。それでは報告いたします。資料2ページ目からご覧下さい。今回は、14件の合意解約となっております。解約理由につきましては、申請番号71番は自作のため。申請番号72番は、所有者変更のため。申請番号73番から75番が、所有権移転のため。申請番号76番から78番が、経営規模縮小のため。申請番号79番から84番が、第三者貸し付けのためとなっております。以上で報告を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいま、報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特に発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

### 日程第3 報告第2号

- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第3、報告第2号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。報告第2号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて。それでは報告いたします。資料は3ページ目右側をご覧下さい。これまで議案にかけておりました非農地判断ですが、農地法の改正により、報告案件で良い事になりましたので御報告致します。さて、今回は、8月と11月の農地パトロールで確認した際に判断しました、一筆です。以上で報告を終わります。
- 農業委員会事務局長（船津 宏君） ただいまの報告についてですね、ちょっと補足の説明がありますので、一旦会議の議事録を止めて、全員協議会に切替えて頂いてよろしいでしょうか。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 事務局より全員協議会の話がありましたので、全員協議会に切替えたいと思います。

### <本会議に戻る>

◎農業委員会会長（杉下 和治君） それでは、総会に切替えます。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特に発言はないようですので、以上で報告第2号を終わります。

#### 日程第4 議案第1号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい。農地法第3条の許可申請、今回1件について説明致します。資料は、4ページからになります。申請番号12番ですが、資料4ページから12ページの左側にかけてになります。譲渡し人は町内の個人、譲受人は、町内の法人の方です。移転する土地としましては、一筆で、地目は台帳は田、現況は畑のようになっております。面積が合計1,739㎡です。移転する契約としましては所有権移転で、反当たり89万4,200円となっております。場所は9ページの地図の通りでして、黒田地区国道219号線のドラッグストアの向かい側、南側になります。譲受人は、申請地に野菜を作られる予定です。譲受人が法人でありますので、10ページに農業生産法人の状況、それから、11ページに法人の定款の抜粋。それから、12ページに法人の履歴事項全部証明書等を掲載しております。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。審議方よろしく願いいたします。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第5班の現地調査がありましたので、申請番号12番の案件について、1番委員の深松委員より、報告をお願いします。

○1番委員（深松 守君） はい。1番委員です。午前中に現地を確認して参りました。資料は4ページから12ページまで。現地は、ドラッグストアの国道を挟んで向側となっております。地目は田となっておりますが、現状は飼料作物等を栽培されているので、景観も綺麗に、作業されておりました。特段、国道近くなので、交通量多いので、いろいろ問題もあったのかなというのは思いましたが、資料に関しては、問題はないと思っております。審議の方、よろしく申し上げます。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。最初に、申請番号12番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○12番委員（田崎 洋一郎君） 12番田崎です。えっとですね。譲受人の方はですね、2年ほど前に、私の担当地区で、今回の譲受人の方の件があったんですが。当時は、この譲受人の方が、譲り渡しの形で、自分の会社に所有権を移転という案件がありました。で、そこは川辺川の造成地という事で、畑地ですね、茶などを栽培するという事だったんですが。2年経ちましたが、整理はしてあるんですが、その事業を始める気配がないんですよ。で、この方向回か、こういう許可申請をされていますが、事業はちゃんと進められておるのかを、聞きたいと思ひまして。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい。今、委員お話しのようにですね。これまでに、あさぎり町内でも、かなりの筆数の農地を、この法人の方で買っておられまして、一部のところでは、順調に耕作をされているところもあるんですが、一部のところでは、管理はされているんですけども、果たして営農状態と言えるかっていうような箇所がですね、散見されているところもあったところは、事務局の方も認識をしております。で、今回のところ、今回のところはまだ、今回申請があったばかりですので。今説明しました、これま

でそういう風な形で購入されていた農地についてですね。この法人さんで購入されていた農地について、先月、あさぎり町と、それから、隣の多良木町の方に、農業参入に関する協定書を交わしたいということで、新たにあさぎり町と、多良木町に所有している、これまで購入してきた農地で、畑作もしくは稲作を来期1月から、本格的な営農を始めるので、その協定書を交わしたいということで、協定書案の方が提出をされております。で、書面を交わしますと、その法人さんが熊本県の企業参入促進補助の交付対象となって、その導入整備についての補助を受ける事ができる。ということで当然、営農計画はそちらの協定書の方に添付されてくると思いますけれども。そのような形で、これまで購入されてきた後を、畑作もしくは稲作として、来期から、年明けから本格的に始められるために、町の方と協定を結ばれて、始められるっていう動きは聞いております。と、それから、茶園ですかね、かなり以前にですね、相良村とあさぎり町の畑に関しては、お茶の栽培の件で、今と同じような、町との協定を交わされていて、一部茶園の方については、茶の経営は、もう既に行っておられるということは聞いております。そういうことで、来期からは、これまで購入されていた農地について、この法人さんが本格的に、稲作を中心とした、営農を始められるという風な動きは出ておりますので、今御心配の点については、その動きを注視していく事になるのかなという風に思っております。以上です。

○12番委員（田崎 洋一郎君） はい、わかりました。ありがとうございました。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 他にありませんか。はい。

○5番委員（吉田 利明君） 5番吉田です。今の関連になりますけれども、私が、譲受人の近くの田んぼを見る限りでは、また貸しをされております。その辺で、今、協定書を結んで、企業参入で、補助金目当てにならないように。来年からですね、やはり推移を見守っていかないと。また、金額的にも地域で、15万から20万円位安く買っておりますので、その辺もやはり考えていって貰いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、今発言のあったようにですね、事務局で全ての農地を見廻ることも難しいです。皆さん農業委員さんの御協力を得てですね、その辺の推移については、注視していきたいという風に考えます。よろしく願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号12番の案件について採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定することにいたしました。

## 日程第5 議案第2号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第2号、農用地利用集積計画（12回）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） 資料の訂正をお願いします。最初に15ページをご覧ください。右側の方です。申請番号431番、筆数が他9筆となっておりますが7筆に訂正下さい。その2つ下に50番右側の欄に再設定普通畑の下小作料が空欄となっておりますが、こちらが0円に訂正下さい。次に432番の上の欄、再設定とありますが、これは新規に訂正下さい。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） それでは議案第2号、農用地利用集積計画（第12回）につきまし

て報告致します。資料は14ページからご覧下さい。申請番号378番から425番については、期間満了に伴う貸貸借権の再設定です。申請番号426番から431番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号432番から441番は、新規の貸貸借権の設定です。資料16ページ左側をご覧下さい。申請番号442番は、新規の使用貸借権設定です。申請番号443番から446番は、期間満了に伴う転貸による貸貸借権の再設定です。続きまして、所有権移転にかかる分について説明します。資料は16ページ右側からご覧下さい。今回の申請は5件で、申請番号80番から82番は、相手方の要望により熊本県農業公社が買い入れをするものです。申請番号83番から84番は、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に売買価格についてですが、申請番号80番の買い入れ価格は、10アール当たり80万円です。申請番号81番の買い入れ価格は、10アール当たり80万円です。申請番号82番の買入価格は、10アール当たり80万円です。申請番号83番の買入価格は、10アール当たり30万7,500円です。申請番号84番の買入価格は、1段目の土地が10アール当たり71万4,000円。2番、3番目の土地が、10アール当たり61万2,000円。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。続いて17ページから21ページにかけては、申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表を載せております。なお、申請地図につきましては、80番から82番の農地のみ掲載しております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第2号、農用地利用集積計画（12回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから、議案第2号、農用地利用集積計画（12回）についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。従って、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和元年度、あさぎり町農業委員会第9回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 御起立願います。礼。

**閉会 午後1時55分**

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

令和 年 月 日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 16番 落合 武士

あさぎり町農業委員会 署名委員 17番 井手 久美子